

部活動に係る活動方針

京都府立丹後緑風高等学校久美浜学舎

1 部活動の目的

- (1) 部活動は、学校教育の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心を持つ生徒が、教員等の指導のもと、自主的、自発的に行うものであり、技能や知識の習得を目指して継続して努力する中で、充実感や達成感を味わい、学校生活に豊かさをもたらす。
- (2) 学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨したり協力し合ったりする中で、自主性・協調性・責任感・連帯感等を養い、望ましい人間関係や社会的資質を培う。
- (3) 生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育てる。

2 設置部活動

〔体育系〕 野球部、陸上競技部、ソフトテニス部、バスケットボール部、バレーボール部、カヌー部、サッカー部、(剣道部)

〔文化系〕 軽音楽部、E S S、吹奏楽部、美術部、ボランティア部、茶道部、華道部、情報処理部、(自然科学部)

3 入退部

- (1) 部活動は放課後に行う教科外の特別活動であり、入退部は生徒の自由意思に基づく。
- (2) 所定の手続きにより行う。保護者・ホームルーム担任・部顧問の承認が必要である。

4 活動計画

- (1) 部活動の指導に当たる教職員は、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活をバランスよく行えるよう、また、教職員がゆとりあるライフワークバランスを維持することができるよう、年間を通した適切な活動計画を作成する。
ア 「年間活動計画」については、年度当初に校長に提出し、許可を受ける。
イ 「月間活動計画」については、前月末までに校長に提出し、許可を受ける。
- (2) 各部活動における活動計画の内容については、生徒や保護者に対して書面等で事前に示す。

5 活動時間

- (1) 長くとも平日は3時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。なお、長期休業中の練習は、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。

平日の活動時間	15:45～18:45
朝練習の活動時間	7:40～ 8:20
土・日曜日・祝日及び休業日の活動時間	8:30～17:00の間の4時間程度

- (2) 公式大会やコンクール、対外試合（合宿・遠征試合含む）や複数校の交流イベント等における活動は、上限4時間程度を超えた活動時間となる場合もあり得るが、その場合には、翌日等にしっかりと休養日を設ける。

- (3) 定期考査1週間前から考査終了までの部活動は禁止とする。ただし、大会前等、やむを得ない事情がある場合は、活動を認めることがある。

6 休養日

- (1) 週当たり1日以上設定する。
(2) 月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定するよう努力する。

7 その他

- (1) 適切な指導
ア 医・科学の研究成果を積極的に習得し、指導において積極的に活用する。
イ 大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることがないようにする。
- (2) 体罰、スクール・セクハラ等の防止
ア 体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許さない。
イ 指導者は、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築する。
- (3) 安全管理と事故防止
ア 計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意する。
イ 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じる。
ウ 怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法など、危機管理マニュアルに基づき対応する。
エ やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握する。
- (4) 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理
ア 関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底する。
イ 事前に情報を収集し、熱中症や急激な気象変化への対策を講じる。